

認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の46第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請がありましたので、当該申請を相当と認め、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

このことについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

令和7年7月17日

佐世保市長 宮島 大典



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	小舟町一組公民館
区 域	佐世保市小舟町 1-1 番地～764 番地
主たる事務所	長崎県佐世保市小舟町 333 番地

2 申請不動産に関する事項

・土地

地 目	面 積 (㎡)	所 在 地
山林	416㎡	佐世保市小舟町 333 番
宅地	115.70㎡	佐世保市小舟町又 333 番

上記不動産の申請前の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所等

氏名又は名称	住 所	持ち分
上村 宇之吉 外26名 ※詳細は別紙のとおり	北松浦郡柚木村大字柚木藤免33番地第4	27分の1

3 申請不動産の所有権保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 公告期間(異議を述べることができる期間)

令和7年7月17日から令和7年10月16日まで

5 異議申出の方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」及び当該申請書に記載する資料を添付して提出すること(異議申出書は市民生活部 コミュニティ・協働推進課の窓口でお渡しします)。

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
上村 宇之吉	北松浦郡柚木村大字柚木藤免 33 番地第 4
福野 岩太郎	佐世保市 409 番戸
毛利 順一郎	佐世保市藤免 290 番地
毛利 俊一	佐世保市藤免 292 番地
毛利 精一	佐世保市藤免 288 番地
大谷 卯作	佐世保市藤免 284 番地
山口 弥市	佐世保市 413 番戸
井村 延吉	佐世保市藤免 244 番地
山口 國光	佐世保市藤免 277 番地
森田 伸四郎	佐世保市藤免 284 番地
豊村 宇重	佐世保市藤免 202 番地
福野 栄一	佐世保市藤免 185 番地
福野 又一	佐世保市 420 番戸
田中 正藏	佐世保市 421 番戸
福毛 丑之助	佐世保市 423 番戸
中倉 林助	佐世保市 424 番戸
鴨川 長吉	佐世保市 426 番戸
小川 友太郎	佐世保市 430 番戸
中倉 徳四郎	佐世保市 404 番戸
吉田 幸恵	佐世保市 406 番戸
森田 國太郎	佐世保市 407 番戸
大石 安之丞	佐世保市 408 番戸
福野 常作	佐世保市藤免 160 番地
吉谷 奎助	佐世保市藤免 5 番地
中倉 虎雄	佐世保市藤免 491 番地
中倉 熊三郎	佐世保市藤免 488 番地
森田 幸之平	佐世保市藤免 305 番地